

仕様書

- 1 件名
新潟県立新潟南高等学校 校舎放送設備更新 一式
- 2 機器構成及び規格等
別紙「特記仕様書」による。
- 3 納入場所 新潟県立新潟南高等学校
住所：新潟県新潟市中央区上所1丁目3番1号
- 4 納入期限
令和5年12月25日（月）
- 5 その他の条件
 - (1) 納入にあたっての詳細事項は、学校の担当者と打ち合わせを行うこと。
 - (2) 本仕様書及び特記仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項については、全て受注者の責任の下で充足すること。
 - (3) 保証期間は納入日から1年とし、その間は適正な使用下における装置の異常等に対応する修理、調整及び部品交換等は無償で行うこと。

特記仕様書

一般事項

1 概要

本仕様は新潟県立新潟南高等学校の校舎放送設備更新について規定するものである。

2 目的

老朽化した放送設備の入替を行い、校内の業務放送及び緊急放送を的確に行うことを目的とする。

3 補償

引渡し後1年以内に、明らかに設計、製作上並びに施工上の不良によると認められる故障が発生した場合は、受注者が速やかに改修又は、取替えを無償で行うこととする。

4 その他

- (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備編）及びその他法令の定める技術基準に基づき施工すること。
- (2) 本仕様に明記なき事項でも、技術上当然具備すべきものは受注者が責任を持って施工すること。
- (3) 導入にあたって、機器及びシステムを運用するために職員に対して、その機能の説明や操作に習熟するための訓練、障害時の対策等を説明し、運用に支障を来すことのないようにすること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、入念に施工すること。

見積構成

校舎放送設備更新

(内 訳)

1 機器費

2 工事費

3 諸経費

機器費、設置及び撤去に係る労務費、試験調整費、諸経費が分かるよう内訳書を作成してください。ただし、処分費は本工事に含みません。

特記事項

1 機能・仕様詳細等

新設放送設備は以下の仕様を満足すること。既存設備と同様に関連機器と接続し運用ができること。また、今後の維持管理を考慮し施工を行うこと。

主な仕様は次のとおりとする。

- ① 3系統30局両袖式のデスク型調整卓（放送室）
- ② 放送の系統は、既存と同様とすること。
- ③ 既存の校内放送スピーカーと接続できること。
- ④ 既存と同様に防災アンプ（事務室）と連動を図ること。参考機種一覧表を参考に機器を構成すること。
- ⑤ 既存のプログラムタイマー（職員室）と接続し、設置した職員室から制御できること。
- ⑥ 既存のリモコンマイク（職員室）と接続し、設置した職員室から放送が行えること。
- ⑦ 既存の電話設備のページング（電話呼び出し、電話機器からの校内放送）機能が使えること。
- ⑧ パワーアンプは高効率のデジタルアンプであること。
- ⑨ 既存放送設備の概況は別紙1のとおり（図面写し）。但し、袖卓は再使用可能とし、MD/CDデッキ、カセットデッキは新設放送機に接続して引き続き使用する。
- ⑩ 新たにUSBポート（出入口ともに）を備えるデッキを接続すること。

【参考機種】 ※参考機種と同程度以上の機能を有する機種とする。

品名	数量	参考機種
1 音声調整卓 10 局×3 系統	1 式	パナソニック WL-SA233
2 音声調整卓本卓	1 台	パナソニック WL-SA200
3 音声調整卓袖卓	2 台	パナソニック WL-SA201
4 リレーユニット (30 局)	1 台	パナソニック WU-R72
5 電力増幅ユニット (180W×2)	1 台	パナソニック WU-PD182
6 電力増幅ユニット (120W×2)	1 台	パナソニック WU-PD122
7 音声調整卓インターフェイスユニット	3 台	パナソニック WU-SA205
8 チャイムユニット	3 台	パナソニック WZ-DP310
9 ラジオチューナーユニット	1 台	パナソニック WU-T60B
10 CD プレーヤー (SD, USB 対応)	1 台	パナソニック CD-200SB
11 ブランクパネル類	1 式	

2 施工

(1) 一般事項

- ① 施工は、各装置の現地までの運搬、搬入、据付、試験調整及び撤去までを含む。
- ② 工事に際しては随時、入念な調査の上で施工を行うこと。
- ③ 工事に関連して既設機器、構造物に損傷を与えた場合は、全て受注者の負担において修復しなければならない。
- ④ 現場事務所及び材料置場等の仮設物を設けるときは、設置位置その他について学校の担当者と打合せの上承諾を得るものとする。
- ⑤ 工事施工に際しては、別途関連工事との連携を図り、手戻りや改造等を生じないよう工事全体の進捗を図るものとする。
- ⑥ 機器据付配線等に使用する金具・ケーブル等の使用材料は J I S 規格品等良質なものを使用すること。

(2) 工事範囲 本工事の施工範囲は次のとおりとする。

- ① 本仕様書に基づき受注者が納入する機器の据付、調整、ケーブル敷設、接続工事
- ② 工事によって必要となる既設設備の仮設、移設、撤去工事
- ③ 工事によって不要となる既設ケーブル等の撤去工事

(3) 輸送・搬入

- ① 受注者は機器及び諸材料の輸送及び搬入にあたり、道路及び交通関係の諸法規を遵守し、付近の住民及び交通に支障を与えないように留意する。万一支障を与えた場合、その復旧、補償等に係る費用は全て受注者が負担するものとする。
- ② 搬入に際しては、必要に応じて廊下等の養生を行うこと。

(4) 据付

- ① 機器据付に関しては、あらかじめ配置図及び配線図等の承諾図書を提出して発注者の承諾を得るものとする。

② 各装置の据付に必要な金物（耐震補強等の金物を含む）は全て機器に含まれるものとする。

(5) 調整

① 各機器の据付後、単体機器の調整・試験及びシステム総合調整を確実にを行い、各機器が正確に動作することを確認すること。

② 総合調整終了後、試験運用を行うものとする。

(6) 試験・検査

試験及び検査については、発注者の承諾を得るものとする。

(7) 撤去

本工事の実施により不要となった建設副産物は校地内で発注者が指定する場所に保管する。